

令和2年度岡山県内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

知事は、本県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「岡山県内部統制基本方針」（令和2年1月15日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。

2 評価手続

本県においては、令和2会計年度を評価対象期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施した。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、本県の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断した。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はない。

令和3年9月10日 岡山県知事 伊原木 隆太